

北九州市監査公表第21号

平成30年7月31日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	福島	司

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 江本 均（平成30年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 香月 耕治、同 福島 司により行った。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている産業経済局及び病院局所管団体のうち、次の団体を抽出し、平成28年度及び平成29年度（平成29年4月から同年10月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（平成29年10月31日現在、単位：千円）

補助金等 交付団体名	補助金等の名称	28年度 交付額	29年度 交付額	所管課
北九州市にぎわい づくり懇話会	「北九州市にぎわい づくり懇話会」運営 補助金	11,000	11,050	産業経 済局 M I C E 推進 課
北九州市都心集客 推進委員会	T G C 北九州 2017 開催事業負担金	38,200	37,750	

※29年度交付額は、平成29年10月31日までの交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている産業経済局及び病院局所管の指定管理者のうち、次の団体を抽出し、平成28年度及び平成2

9年度（平成29年4月から同年10月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

○産業経済局

指定管理者名	施設名	所管課
株式会社ビービー ディオー・ジェイ ・ウェスト・アク ティオ株式会社共 同企業体	北九州市関門海峡ミュージアム	産業経済局 門司港レトロ 課
	北九州市旧大阪商船	
	北九州市旧門司三井倶楽部	
	北九州市門司港レトロ観光物産館	
	北九州市門司港レトロ駐車場	
	北九州市門司港レトロ展望室	
九州鉄道記念館運 営共同企業体	北九州市旧九州鉄道本社 (九州鉄道記念館)	
北九州商工会議所	北九州市立商工貿易会館	産業経済局 産業政策課
北九州まちづくり 応援団株式会社	北九州市小倉城	産業経済局 観光課
	小倉城庭園	

○病院局

指定管理者名	施設名	所管課
医療法人茜会	北九州市立門司病院	病院局経営課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等

を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成29年11月10日から平成30年5月29日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 九州鉄道記念館運営共同企業体

(ア) 経理書類の適切な管理について

監査の実施に当たり、平成28年度及び平成29年度10月末までの収支状況が把握できる書類の提出を指定管理者に依頼したが、そのうち、平成28年度の経費支出申請書、領収書等については、誤廃棄したとの理由により提出されなかった。このため、平成28年度については、収入に係る監査は実施できたが、支出に関して会計帳簿と経費支出申請書、領収書等の原本による確認ができず、当該年度の正規の監査が実施できなかった。

「北九州市旧九州鉄道本社の管理運営に関する基本協定書」では、市監査委員による市の事務監査に際し、市は、必要に応じ指定管理者に対し書類の提出を求めることができ、指定管理者は、誠実に対応しなければならないとされている。

本来、伝票や領収書等の保管は、会計事務における基本であり、適正な指定管理業務の実施を証するためにも、このような事態はあってはならないことである。

経理書類の管理を徹底し、適正な事務処理をされたい。

(イ) 不適切な経理処理について

九州鉄道記念館の平成29年度の経理処理について、①イベント出演者等に支払う報酬に対する所得税の源泉徴収をおこなっていないもの、②経理処理や支出の根拠が不適切なもの、が見られた。

所得税法では、報酬等を支払う者は、その支払の際に所得税を徴収し、国に納付しなければならないとされている。

「北九州市旧九州鉄道本社の管理運営に関する基本協定書」では、指定管理者は管理運營業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとされている。また、施設を適正に管理運営するため、「経理等事務処理に係るモニタリング実施項目」等に基づき、業務の遂行状況を確認することとされている。

適正な事務処理をされたい。

さらに、経理事務について、根拠となる規程を整備し事務の透明化、適正化を図るとともに、内部統制が機能する体制づくりに努められたい。